

熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本学園大学研究倫理綱領の趣旨に則り、熊本学園大学（以下「本学」という。）における研究活動の公正性を確保するため、研究上の不正行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めることを目的とする。

(利害関係人)

第2条 「研究者」とは、本学において研究活動に従事する教員・事務職員・研究員・大学院生等をいう。なお、日本学術振興会特別研究員その他公的研究費を受ける者を含む。

2 「申立人」とは、本学の内外を問わず、第7条の規定に基づき申立てをした者をいう。

3 「調査対象者」とは、この規則により調査の対象となった研究者及びその補助者をいう。

(不正行為)

第3条 この規則において「不正行為」とは、研究者及び研究者であった者が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の行為及び当該行為に対する助力をいう。ただし、正当な手段で得られた研究成果が結果として誤りであった場合は、この限りではない。

(1) ねつ造：実在しないデータ又は研究成果を作出すること。

(2) 改ざん：研究成果の作成過程において実際の研究活動で得られた結果を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 研究費の不正使用：法令等に違反して不正に研究費（本学を通じて申請かつ受給したものに限る。）を受給し、又は研究費を架空の支出項目に流用すること。

(5) その他の不正行為：前各号に掲げるもののほか、二重投稿、不適切なオーサーシップ、不正な手段により資料等を取得、公表したりすること。

(研究活動適正化委員会)

第4条 「熊本学園大学公的研究費の取扱いに関する規程」第14条に定める研究活動適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 研究活動の適正化を図るための広報、研修等の実施

(2) 第9条以下に規定する調査に関すること

(3) 第13条に基づき、学長の指示に応じて異議の申立て適否を審議すること

(4) この規則の運用に関する重要事項の審議

(委員会の組織及び議事)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学部長が推薦する教員 各学部1名

(2) 学長が推薦する学内外の有識者 3名以内

(3) 理事長が推薦する理事 1名

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によって定める。

3 委員長は、この規則に定める場合のほか、委員長が必要と認めたときは委員会を招集し、議長となる。

4 委員長は、研究活動の不正行為の防止に関する業務を掌理する。

5 委員会の議事は、委員の3分の2以上の多数をもって決する。

6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

8 任期中に委員が欠けたときは、速やかに補充するものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(申立ての窓口)

第6条 この規則による申立て又は申立ての意思を明示しない相談を受ける窓口は、学術文化課とし、受付の責任者は学術文化課長とする。

(不正行為の申立て)

- 第7条 何人も研究者につき第3条各号に定める不正行為があると考えるときは、申立て窓口に対して書面、電話、メール、ファックス、口頭によって申立てをすることができる。
- 2 申立人は、自己の名を明らかにして申立てを行うものとし、不正行為を行ったとする研究者名、行為の具体的内容及び態様、申立人が不正行為と考える合理的根拠を示さなければならない。
- (申立ての取扱い)
- 第8条 前条の申立てがあったときは、学術文化課長は速やかに委員会に報告しなければならない。
- 2 委員会は、申立てについて審議し、申立てに相当の理由があるときはこれを受理し、その理由がないときはこれを受理しない旨の決定を行う。不受理を決定した場合には、その理由を明示しなければならない。受理または不受理の判断は、申立て日を含む30日以内に行い、学長は、国などの資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 前項の決定は、書面により申立人に通知するものとする。
- (予備調査)
- 第9条 申立てを受理したときは、委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 委員会は、委員の1人を予備調査の責任者とし、本学の教職員の中からそれを補佐する調査員を委嘱することができる。
- 3 委員会は、予備調査において、申立人に対し、第3条各号に定める不正行為があると考えられる根拠について詳細な説明を求めるとともに、それに関する必要な証拠の提出を求めることができる。
- 4 委員会は、申立てされた行為が行われた可能性、申立ての際に示された科学的理由の論理性、申立て内容の本調査における調査可能性、申立て内容の合理性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 5 申立てがなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた申立てについての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 6 委員会は、予備調査の結果、研究者につき第3条各号に定める不正行為の疑いがあると認めるときは、遅滞なく本調査を実施しなければならない。その疑いがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。この調査は、申立て受理後30日以内に行うものとする。
- 7 本調査を実施することを決定したときは、学長は国などの資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。また、申立人及び調査対象者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 8 本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して申立人に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や申立人の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- (本調査)
- 第10条 委員会は、本調査を実施するときは、その旨を学長に報告するとともに、申立人及び調査対象者に通知しなければならない。また、国などの資金配分機関及び関係省庁へ調査方針、調査対象及び方法等について報告し、必要に応じて協議しなければならない。
- 2 委員会は、前項の調査に当たって、委員会の委員若干名、弁護士や公認会計士等学外の第三者による調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は半数以上の第三者で構成される。
- 3 調査委員会の委員は、申立人や調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、調査委員会の調査を補佐するために、専門的知識を有する本学の教職員に意見を求めることができる。
- 5 委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会の委員の氏名及び所属を、申立者及び調査対象者に通知する。
- 6 前項の通知を受けた申立者及び調査対象者は、委員会に対し、7日以内に異議申立てをすることができる。
- 7 前項の異議申立てについて、委員会は、その内容が妥当であると判断した場合、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び調査対象者に通知する。
- 8 調査委員会は、申立てにおいて指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 9 調査委員会は、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

10 調査委員会は、本調査実施決定後30日以内に調査を開始し、調査開始日から、原則として150日以内に調査を完了しなければならない。

(証拠保全等)

第11条 調査委員会は、調査の実施に当たり、他の方法によっては事実認定に必要な資料の入手が困難であると認めるとき、又は必要な資料の隠滅の恐れがあると認めるときは、次の措置を求めることができる。

- (1) 調査対象となる場所を指定し、当該場所に立ち入ることを禁じ、又は期間を定めて閉鎖すること。
- (2) 調査対象となる場所から調査委員会が指定する機器・資料等の物品を持ち出すことを禁じること。
- (3) 調査対象となる研究活動に係る研究費の支出を一時停止すること。

(審理)

第12条 委員会は、第10条の調査の結果に基づき、調査対象者について第3条各号に定める不正行為の有無、態様及び程度について審理し、書面で裁定しなければならない。

- 2 委員会は、審理の結果、申立てが悪意に基づく虚偽のものであることが判明した場合には、併せてその旨の認定を行う。
- 3 委員会は、裁定及び認定の結果を学長に報告する。学長は、裁定及び認定の結果を申立人及び調査対象者に通知しなければならない。

(異議申立て)

第13条 申立人又は調査対象者は、前条第1項及び第2項の規定による裁定又は認定の結果について異議があるときは、結果の通知を受けた翌日から起算して30日以内に、学長に対して書面により異議を申立てることができる。

- 2 学長は、委員会に対し、当該異議申立てについて速やかに審議を指示するとともに、申立人及び調査対象者並びに国などの資金配分機関及び関係省庁へ、異議申し立て手続きが開始された旨を報告するものとする。
- 3 委員会は、申立て受理後50日以内に審議結果を学長に報告する。
- 4 学長は、委員会の審議結果に基づいて異議の可否を判断し、その結果を、異議申立人に通知するとともに、国などの資金配分機関及び関係省庁へ報告するものとする。

(処置)

第14条 学長は、第12条第1項の裁定に基づき、調査対象者に第3条各号に定める不正行為があったと認めるときは、当該不正行為の内容、態様及び程度に応じて、次に掲げる処置を決定するとともに、再発防止のために必要な対策を講じなければならない。

- (1) 当該研究計画の中止
 - (2) 当該研究計画に係る研究費の使用禁止
 - (3) 当該研究計画に係る出版等の差し止め
 - (4) 当該研究計画以外の研究計画の報告命令
- 2 学長は、調査対象者に係る不正行為の内容等に照らして、当該不正行為が重大かつ看過し得ないものと判断した場合には、常任理事会に対し懲戒等の処分を求めるものとする。
 - 3 懲戒措置は、本学の懲戒規程によるものとする。

(裁定等の公開)

第15条 学長は、異議申立てに対する判断を含め、裁定の概要を公開するものとする。

- 2 第16条第2項に定める最終報告書の内容は、学内に掲示するとともに、本学ホームページにて公開する。

(資金配分機関等への報告)

第16条 学長は、不正行為の内容及びその処置について、申立人並びに国などの資金配分機関及び関係省庁へ報告する。

- 2 学長は、申立て受理日から210日以内に最終報告書を国などの資金配分機関及び関係省庁へ提出する。なお、210日以内に調査が完了しない場合は中間報告書を提出するものとする。最終報告書に記載する主な事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 調査結果

- (2) 不正行為の発生要因
- (3) 不正行為に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
- (4) 再発防止計画等

3 学長は、国などの資金配分機関及び関係省庁の求めがあれば、調査終了前でも報告を行う。また、関係資料の提出・閲覧、現地調査に応じるものとする。

(申立人等の秘密保護)

第17条 本学は、申立人及び調査協力者並びに調査対象者の保護に努める。

2 この規則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。

3 学長は、申立人、調査対象者、申立て内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、申立人、調査対象者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

4 学長は、当該申立てに係る事案が外部に漏洩した場合は、申立人及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、申立人又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

5 学長又はその他の関係者は、申立人、調査対象者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知するときは、申立人、調査対象者、調査協力者、及び関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(事務)

第18条 この規則に関する事務は、学術文化課において処理する。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、委員会の議を経て教授会が審議した後、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成20年10月22日より施行する。
- 2 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成27年3月4日から施行する。
- 4 この改正は、平成28年3月29日から施行する。
- 5 この改正は、平成28年12月7日から施行する。
- 6 この改正は、平成29年11月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成30年7月4日から施行する。
- 8 この改正は、平成30年11月7日から施行する。
- 9 この改正は、令和元年7月3日から施行する。
- 10 この改正は、令和2年4月1日から施行する。